(1) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 施行規則の一部を改正する省令案

該当箇所 御意見

(大規模特定電気通信役務提供者の指定) 第8条第6項1号

不特定の利用者間の交流を主たる目的とし たものでないもの

「交流」の定義とは何か明確にすべきであ る。

「交流」の定義次第では、不特定の利用者間 の交流を主たる目的としたサービスの提供事 業者の対象範囲が、「プラットフォームサー ビスに関する研究会」や「デジタル空間にお ける情報流通の諸課題への対処に関する検討 |会」の議論で想定している事業者・サービス 以外に規制対象となる可能性がある。

想定している事業者・サービスが当初の 想定以上に広がることは厳に避けるべきであ り、規制対象に関する要件・規定について は、立法事実に照らし、慎重に議論の上、対 象事業者を限定すべきである。

(申出者に対する通知)

第16条

は、七日とする。

「七日」とする根拠として、「プラットフ ォームサービスに関する研究会 第三次とり 法第二十五条第一項の総務省令で定める期間|まとめ」に記載「「一定の期間」の具体的な 日数については、アンケート結果によれば、 プラットフォーム事業者による不対応が一週 間より長い期間続いた場合に許容できないと する人の割合が8割超に上ること、誹謗中傷 等の権利侵害について事業者が認識した事案 においては実務上一週間程度での削除が合理 的であると考えられること等を踏まえれば、 -週間程度とすることが適当」の部分を参考 にしていると推測するが、これのみを基に期 間を設定することは適当ではない。

> 「実務上一週間程度での削除が合理的」と しているが、「情報流通プラットフォーム対 |処法第26条に関するガイドライン案| にも記 |載のあるチュッパチャプス事件(知財高判平 |成 24 年 2 月 14 日判タ 1404 号 217 頁) では、8日間での削除が合理的な期間内での 対応と判断された一方で、これを超えた場合 に直ちに不合理であるとの評価を受けるかど うかは必ずしも明らかではないと認識してお り、あくまで参考に過ぎない。

> 大規模特定電気通信役務提供者向けの規定 |だとしても、送信防止措置や発信者情報の開 示請求において、それ以外の事業者にも影響 しうることも踏まえ、「七日」という日数に ついて「プラットフォームサービスに関する 研究会 第三次とりまとめ」の「一週間程 度」に囚われることなく、改めて事業者側か。 らも実務・実態を聴取した上で、慎重に検討 すべきである。

(2) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン案

該当箇所 御意見 (2)「権利の侵害が発生するおそれの少な」①「不特定の利用者間の交流を主たる目的 い特定電気通信役務として総務省令で定める|としたものでないもの」の例示にあるECサイ もの」(第 20 条第1項第3号) トには、フリマサイト等の個人間取引のサイ ①「不特定の利用者間の交流を主たる目的」トも含まれるという認識でよいか。 としたものでないもの」については、ECサイ ト、検索サイト、アプリストア等 2 侵害情報調査専門員(第24条)関係 侵害情報調査専門員に求める人材要件を、 そのような業務の性質上、侵害情報調査専より具体的に記載する必要があると考える。 門員は、大規模特定電気通信役務提供者が提| 第24条「特定電気通信による情報の流通に |供するサービスの特性を十分に理解するとと|よって発生する権利侵害への対処に関して十 もに、我が国の法令や文化的・社会的背景に|分な知識経験を有する者」とは、どの程度の 専門知識をもちあわせることが適当と考える 明るい人材である必要がある。 具体的には、法令の知識又は文化的・社会か。また、「日本の風俗・社会問題に十分な 的背景の理解の観点から、弁護士等の法律専知識を有する者」とは、具体的にどのような 門家や日本の風俗・社会問題に十分な知識経人材を指すのか。 験を有する者(自然人に限る。)が考えられ る。 3 申出者に対する通知(第 25 条)関係 権利侵害の明白性については「侵害情報の |流通によって」「権利が侵害されたことが明 らかであるとき」と条文上規定されている が、権利侵害の明白性の判断を省令で定める 7日以内に事業者が判断するのは困難であ 第25条の申出者に対する通知は、判断・ 措置完了の通知ではなく、その時点での処 理状況の通知ということか。 (3)「やむを得ない理由」(第 25 条第2 | 第25条2項第3条「やむを得ない理由」 項第3号) |に、申し出者の申出内容に十分な根拠が示 されていないことも含めるべきである。 1 送信防止措置の実施に関する基準等の公 「プラットフォームサービスに関する第 表 (第 26 条) 関係 三次とりまとめ」では、削除指針の内容に (1)「できる限り具体的に」(第 26 条第├ついて、「過度に詳細な記載までは求めな 2項第1号) い」としていたが、他方、本ガイドライン 大規模特定電気通信役務提供者が策定す では「できる限り具体的に」定めるべきで る、送信防止措置の実施に関する基準は、 ある、と記載されている。 「できる限り具体的に」(第 26 条第 2 項第 この点について、詳細な記載を求めるこ 1号) 定められるべきである。 とで、社会的に問題とされる投稿であって も、詳細な判断基準を公表することの難し

さから、事業者による主体的な運用をしづらくしたり、公表できないことを理由に積極的な対応がなされない事態を招く恐れがある。一方で、コンテンツモデレーションに関する基準が公表されないと、事業者が恣意的に運用して表現の自由を侵害する恐れがあ

る。主体的な運用の促進と表現の自由の保護 とのバランスをどのように取るべきと考えて いるか。

3 措置の実施状況等の公表(第28条)関係 |止措置に係る毎年の実施状況を公表しなけれ||きくなることが懸念される。 |ばならない。申出の受付の状況、各通知の実| |施状況、送信防止措置の実施状況等が公表事|て、行政による評価や取り組むべき事項、あ 項となっている。

措置の実施状況等の公表を通じ、事業者に 大規模特定電気通信役務提供者は、送信防 対する行政の指導や措置等の裁量が極めて大

> 事業者の措置の実施状況等の公表に関し るべき指針の内容への指摘等を通じて、事業 者が策定する指針や取組の内容が実質的に行 政の裁量によって決められ、さらには一定の 取組が実質的に義務付けられることとなり、 送信防止措置の実施に関する基準等に沿った |事業者による自主的な取組という趣旨を逸脱 する仕組みとなることが懸念される。

> したがって、当該項目については、上記の ような結果につながることがないよう、極め て慎重な対応が必要であるが、今後どのよう な方針に沿って運用をしていく予定か。

(3) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 第 26 条に関するガイドライン案

はじめに

本ガイドラインの目的

|生する権利侵害等への対処に関する法律(以|に登場する「他人の権利を不当に侵害する 下「法」という。)第 26 条第1項第2号に│(情報の送信) 」にも準用して解釈できる、 |定める「他人の権利を不当に侵害する情報の||つまり、大規模プラットフォーム以外にも、 送信を防止する義務がある場合その他送信防|発信者情報開示や送信防止措置において活用 |止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除 |できるとの理解でよいか。 く。)がある場合」を例示すると、以下のと おりである。

該当箇所

P. 4

以下においては、特定電気通信によって情 報を流通させ、又は、広告する行為が他人の 権利を侵害する場合を対象とすることとし、 対象となる権利・利益を例示列挙する。

本ガイドラインにおいて触れられる権利侵 害の例示列挙は、第 26 条第1項第2号のみ 特定電気通信による情報の流通によって発力ならず「第二章 損害賠償責任の制限」など

御意見

1-1-8. 著作権及び著作隣接権

なお、既存の裁判例上、著作権侵害の主体付べきである。 としては、直接的に侵害行為を行った者のほ ①大規模特定電気通信役務提供者は、プラ |か、 一定の場合には、直接的な行為者以外 |ットフォーム上でなされた行為が著作権侵害 |の者が、規範的な行為主体として著作権侵害||か否かを判断するのであって、自身の著作権 の主体となる場合がある(最判令和4年10 侵害責任について判断することはない。②ま |月 24 日民集 76 巻6号 1348 頁、最判平成|た、規範的な判断は、条文から明白に導かれ

「なお、…」以下の裁判例への言及は削除

|23 年1月20日民集65巻第1号399頁参照)。||るものではないため諸般の事情を考慮して裁

判所が行うべきものであり、一民間事業者で ある大規模特定電気通信役務提供者に委ねる べきものではない。従って、上記裁判例に言 及することは不適切である。

1-1-9. 商標権

いては、①業として商品を生産し、証明し、関係ガイドライン」においては、「情報の流 又は譲渡する者が指定商品について登録商標|通による商標権の侵害」の要件について、 を使用する行為、又は②業として役務を提供|「①業として商品を譲渡等する者が、②商標 し、又は証明する者が指定役務について登録権者の商標登録に係る指定商品又はこれに類 商標を使用する行為を、商標権者や専用使用|似する商品について、③商品を譲渡するため |権者の許諾なく行った場合、原則として、商||に商標が付された商品の写真をウェブページ 標権侵害が成立するものとされている。ま |た、③指定商品若しくは指定役務についての||類似の商標を(広告等を内容とする情報に付 登録商標に類似する商標の使用、又は④指定|して)ウェブページ上で表示する行為は商標 商品若しくは指定役務に類似する商品若しく権を侵害していると考えられることとな |は役務についての登録商標若しくはこれに類|る。」とされていた点、 似する商標の使用についても、商標権者以外 の者が行った場合、原則として、商標権侵害|商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が指 に当たるものとみなされる。

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討 商標法(昭和 34 年法律第 127 号)にお 協議会作成「プロバイダ責任制限法 商標権

上に掲載する行為、又は登録商標と同一又は

本ガイドラインにおいては、「①業として 定商品について登録商標を使用する行為、又 |は②業として役務を提供し、又は証明する者| が指定役務について登録商標を使用する行 為」にのみ業の要件が記載されており、「③ 指定商品若しくは指定役務についての登録商 標に類似する商標の使用、又は④指定商品若 しくは指定役務に類似する商品若しくは役務 についての登録商標若しくはこれに類似する |商標の使用」については業の要件について触 れられていない。③④についても業を要件と する場合は、その旨を明示されたい。

1-1-9. 商標権

電気通信による情報の流通において考えられ「て、商品や役務に関する広告等において、標 るものとしては、例えば、役務を提供するた|章を#(ハッシュタグ)にて使用する行為に |めに標章を役務提供者のアカウント名やアカ|ついても、先の令和3年9月27日判決(大 ウント画像等に用いる行為や、標章が付され 阪地裁 令和2年(ワ)第8061号)等を た商品の写真をウェブページ上に掲載して広と踏まえつつ言及していただきたい。 告情報を提供する行為、その他の商品や役務 に関する広告等を内容とする情報に標章を付 してウェブページ上で表示する行為が挙げら れる。

プラットフォームで広く用いられ、かつ商 上記の「使用」に当たる行為のうち、特定|標権侵害の検討俎上に頻繁にあがるものとし

1-1-9. 商標権

|者等が商標を付した商品を正規代理店以外の||の通り修文すべきである。 第三者が日本国内に輸入し販売する、いわゆ る並行輸入の場合には、一定の要件の下、商 標 権侵害に当たらないものとされており、 この点につき留意する必要がある(最判平成1の第三者が日本国内に輸入し販売する、いわ |15 年 2 月 27 日民集 57 巻 2 号 125 頁参|ゆる並行輸入の場合には、一定の要件の下、 照)。

「ただし、…」以下の判例への言及は削除 ただし、日本国外においてその国の商標権はべきである。仮に削除しない場合は、以下

> 「ただし、日本国外においてその国の商標 権者等が商標を付した商品を正規代理店以外 |商標権侵害に当たらないものとする最高裁の| |判例が存在するため(最判平成 15 年2 月

27 日民集 57 巻 2 号 125 頁参照)、当該 抗弁事由に関しては、侵害該当性を阻却する 理由として考慮すべきである。」

商標権侵害に対する抗弁事由については、 真正品の並行輸入以外にも存在するところ、 |何ら限定等つけずに上記判例に言及した場合 lは、大規模特定電気通信役務提供者が商標権 侵害の成否を判断するにあたり全ての抗弁事 由を考慮すべきと解釈する余地を与えるが、 -民間事業者である大規模特定電気通信役務 提供者に全ての抗弁事由を考慮して商標権侵 害の成否を判断させるのは困難である。従っ て、当該判例への言及部分は削除すべきであ る。

仮に削除しない場合は、最高裁が定立した 要件が明確な真正品の並行輸入の場合にの み、抗弁事由として考慮するように修正すべ きである。

1-1-9. 商標権

また、既存の裁判例上、商標権侵害の主体付べきである。 として、直接的に侵害行為を行った者のほ |か、一定の場合には、直接的な行為者以外の|ットフォーム上でなされた行為が商標権侵害 |者が、規範的な行為主体として商標権侵害の||か否かを判断するのであって、自身の商標権 |主体となる場合がある(知財高判平成 24 年||侵害責任について判断することはない。②ま 2 月 14 日判タ 1404 号 217 頁参照)。

「また、…」以下の裁判例への言及は削除

①大規模特定電気通信役務提供者は、プラ た、規範的な判断は、条文から明白に導かれ るものではないため諸般の事情を考慮して裁 |判所が行うべきものであり、一民間事業者で ある大規模特定電気通信役務提供者に委ねる べきものではない。従って、上記裁判例に言 及することは不適切である。

1-1-10. 営業上の利益

本項の記載構成についての質問となるが、 不正競争防止法第2条第1項各号のいずれに |も当てはまらない場合でも、営業上の利益を 害するものと解せる場合であれば本項の射程 となるとの理解でよいか。

る場合

の下で、権利侵害情報を削除する条理上の作|「一定の条件」に拠るものであり、そちらに 為義務を負い

1-2-2. 条理上の義務があると認められ 本項はプラットフォーム事業者が作為義務 を負うことがあるという前提について述べて プラットフォーム事業者等は、一定の条件口るものであり、実際に義務を負うか否かは ついては本項では触れていないとの理解であ る。情報流通プラットフォームの分野におい て既に確立した条件があるわけではなく、個 別の事情によって判断が異なるはずであるか ら、「一定の条件」との記載は不適当であ り、「一定の条件」を削除した上で、以下 のように修文すべきである。

「プラットフォーム事業者等は、権利侵

害情報を削除する条理上の作為義務を負っ ているにも関わらず、当該作為義務を果た さなかったと判断される場合には、不法行 為責任を負い得るものと考えられてい る。」

2-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる 場合

るサービスにおいて利用者が犯罪を構成する内無・内容等の諸般の事情」という理解であ |投稿を行った場合、個別の事情の下では、投|るが相違ないか。そうでない場合はどのよう 稿者による投稿行為について、当該プラットな事情が想定されるかも含め、意図されると フォーム事業者等に幇助犯が成立することもにろをご教示いただきたい。 ある。

ここでいう「個別の事情」とは、上述の 「プラットフォームの設置目的や管理・運営 また、プラットフォーム事業者等が提供す||状況、法令違反情報の流通を助長する行為の

> また、「当該プラットフォーム事業者等に |幇助犯が成立することもある」と記載してい る点について、情報流通プラットフォームの 分野において幇助犯の成立に関して判断基準 が確立しているわけではない。幇助犯が比較 的容易に成立するかのような記載ぶりは、プ ラットフォーム事業者による過剰な対応を招 き、利用者への萎縮効果を含む表現の自由へ |の悪影響を及ぼしかねないことから、以下の ように修文すべきである。

> 「また、プラットフォーム事業者等が提供 するサービスにおいて利用者が犯罪を構成す る投稿を行った場合、当該プラットフォーム 事業者の作為または不作為が当該犯罪を幇助 したと認められるような個別の事情が存在す る場合には、投稿者による投稿行為につい て、投稿者を正犯とし、当該プラットフォー ム事業者等に幇助犯が成立する可能性もあ る。」